

私たち こんな活動しています!

●司法制度調査会

【委員長】 松村 昌人 (48期)
Masato Matsumura



1. 主要な活動内容

司法制度調査会は、「司法制度の改善進歩、法令運用の監視是正に関して必要な事項を常時継続して調査研究すること」を職務とする委員会です(当会HPより引用)。このように書くと堅苦しいのですが、実際の活動内容は、民事に関する分野全般について、各部会で議論をして(ここ2年は、新型コロナウイルスの影響によりZoomを使った会議が多いです)、法律改正に関する意見書を作成したり、NIBEN Frontierへ改正法の解説を掲載したり、裁判所との協議会に出席して意見を述べたりすることが主な活動となっています。

分野的には、一般民事、会社法といった実体法に加えて、民事訴訟法等の手続法や倒産法についても、扱っています。他方、家事事件については、令和元年7月に、家事法制に関する委員会が新たに発足したことから、当調査会の活動範囲からは外れました。また、刑事分野についても、複数の委員会が当会内にございますので、当調査会では扱っておりません。まとめますと、民事分野(民法、会社法、民事訴訟法、倒産法)が当調査会の主要な活動範囲です。

2. 部会の紹介等

当調査会には、次のとおり、複数の部会やプロジェクト・チーム(PT)があります。委員等は、いずれかの部会に所属となりますが、複数の部会で活動している先生もいます。

(1) 一般法部会

他部会が担当しない諮問等についての答申の検討をする部会です。

(2) 民法部会

民法その他の民事実体法の改正検討、関連する諮問等についての答申の検討をする部会です。令和3年度は、所有者不明土地問題法制審対応PTにおいて、法制審議会における検討状況を把握しました。関連するシンポジウムとして、令和4年3月30日に「所有者不明土地問題に関する三会シンポジウム」が同実行委員会により開催されました。また、日弁連の「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」バックアップチームに参加し、検討状況も把握しております。

(3) 会社法部会

会社法の改正検討、関連する諮問等についての答申の検討をする部会です。令和3年度は、令和元年改正にかかる会社法の解説を目的として、NIBEN Frontierへの掲載を企画し、前編を令和4年1・2月合併号に掲載し、後編を同年3月号に掲載しております。

2019年改正会社法等と 前編 全2回 実務対応

取締役に対する規律の変化と実務対応Q&A
—2021年施行改正会社法と改訂CGコード対応を中心に—

司法制度調査会 権田 修一 造谷 辰由 橋村 那生
廣瀬 正剛 山田 晃久 (50音順)

1 はじめに

取締役に対する規律内容の改正も含む改正会社法が2021年(令和3年)3月1日に施行されました。本稿で紹介する取締役に対する規律の関係では主に以下の改正がなされました。

- ◆ 上場会社についてこれまで選任するか、選任しない場合には説明が必要という限度であった社外取締役の設置の義務化等(本稿②)

委員会について独立社外取締役を過半数とする要請(補充原則4-10①)

- ◆ 取締役会構成について、スキル・マトリックスなどにより経営環境や事業特性に応じた適切なスキル等の組み合わせの開示の要請(補充原則4-11①)

また、上記の動向に合わせて、実務上、上場企業名社の取締役に対するコーポレート・ガバナンス

(4) 訴訟法部会

民事訴訟法・民事執行法等の民事手続法の改正検討、東京地裁と東京三会との民訴運営に関する協議とその事前検討をする部会です。令和3年度も、東京地裁及び東弁・一弁との間の「民事訴訟の運営に関する懇談会」を実施しました。もともと、新型コロナウイルスの影響により、本来よりも参加人数を絞った上、例年開催回数5回のところ3回とする形で実施しました。同部会では、通常の民訴に関する議題が扱われています（民訴IT化の議題については後述）。

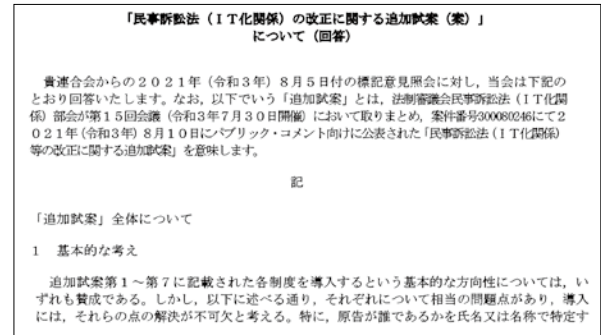
(5) 倒産法

独立した部会ではありませんが、訴訟法部会内に、東京地裁民事20部（破産・再生部）と東京三会との協議とその事前検討、関連する諮問等についての答申の検討窓口もございます。なお、同協議会の問題作成、協議会出席等の実際の活動の拠点は、当会の倒産法研究会が別途行っております。

(6) 民事司法改革部会、民訴IT化PT

民事司法改革に関する諸問題の検討、関連する諮問等についての答申の検討をする部会です。もともと、近年は、裁判手続等のIT化に向けた取り組み・検討が主要事項となっています。このため、別途、民訴IT化PTを立ち上げ、法務省法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会及び日弁連民事裁判手続等のIT化ワーキング・グループ（WG）での検討状況に係る最新情報を得て、委員会内で共有しています。令和2年度及び令和3年度は、民訴ITの模擬裁判を実施したほか、民事裁判手続等IT化に関する意見照会が日弁連から複数回なされたので、これに対する回答を行いました。また、東京地裁との民事裁判手続のIT化に関する協議会にも出席し、IT化の実務で遭遇する課題について裁判所と認識を共有しています。令和3年7月21日には、日弁連の第29回司法シンポジウムのプレシンポジウムとして「民事裁判手続のIT化と訴訟実務の変化」というテーマで研修会を実施し、令

和4年2月には最高裁担当者を招いて、mints（民事裁判書類電子提出システム）の研修会も実施しました。



(7) 委員推薦

当調査会では、日弁連の各種委員会への委員推薦も扱っています。令和3年度は、日弁連の司法制度調査会、裁判迅速化問題対策委員会、民事裁判手続に関する委員会に委員を推薦しています。

3. 興味をお持ちの先生方へ

当調査会では、前述のとおり、各種法律改正の情報等を法案ができる以前の時点から、いち早くキャッチし、その問題点の検討などを行っています。このところ、民事法分野については、毎年のように法改正が行われており、キャッチ・アップの必要性が高まっています。その意味で、当調査会では最新の改正法情報にリアルタイムで触れることができるという利点があります。また、日頃の実務で疑問に思っていること、改善すべき点も、法改正に対する意見書の提出や裁判所との協議会を通じて、反映させることも可能です。

委員等の人数は全体で約100名ですが、実際には、部会等ごとに分かれて、興味のある分野で、少数精鋭で議論をしています。今後も、Zoomを使った会議を用いて、フレキシブルな形で活動を考えておりますので、様々な世代の先生方のご参加をお待ちしております。

